

平成 25 年 12 月 24 日

国土交通省

車検時の点検整備実施状況等の自動車検査証への記載及び点検等の勧告の  
発動要件の見直しに係る意見の募集について

国土交通省では、定期点検整備の促進を図るため、継続検査時において、受検形態や点検整備の実施状況等の情報を車検証の備考欄に記載し、その情報を確実に自動車ユーザーにお伝えするとともに、定期点検整備を実施せずに車検を受けた自動車ユーザーに対しては、街頭検査時等の機会をとらえて当該情報を活用した指導を実施していく予定です。加えて、点検等の勧告が発動しやすくなるようその発動要件を見直した上で、点検整備の指導をより一層厳格に行っていく予定です。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

< 意見募集要領 >

1. 意見募集対象

自動車検査証備考欄への車検時の点検整備の実施状況等の記載及び点検等の勧告の発動要件の見直しについて（別添参照）

2. 意見募集期間

平成 25 年 12 月 24 日(火)～平成 26 年 1 月 23 日(木)（必着）

3. 意見送付方法

以下のいずれかの方法でご意見を送付してください。

この場合、ご提出いただく電子メール、FAX 及び郵便物には、必ず「自動車検査証備考欄への車検時の点検整備の実施状況等の記載及び点検等の勧告の発動要件の見直しに関する意見」と明記してください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、予めご了承ください。

(1) 郵送の場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、郵送してください。

国土交通省自動車局整備課 あて（〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3）

(2) FAX の場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、FAX してください。

国土交通省自動車局整備課 あて（FAX 番号：03-5253-1639）

(3) 電子メールの場合

別紙の意見提出様式の各項目をメール本文に明記し、送信してください。

国土交通省自動車局整備課 あて（アドレス：g\_TPB\_GAB\_SEB@mlit.go.jp）

電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式としてください。

4. 注意事項

- ・頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。
- ・頂いたご意見の内容については、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おきください（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。

お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 山本、島

T E L : 03-5253-8111 (内線 42-415) 直通 : 03-5253-8599 F A X : 03-5253-1639